

評議員選任委員および評議員選任基準に関わる細則

平成24年9月17日制定

平成30年7月27日改定

平成31年4月20日改定

令和5年4月8日改定

(目 的)

第1条 一般財団法人日本医学物理士認定機構（以下「機構」という）定款第9条第1項の評議員選任委員ならびに評議員選任基準に関わる事項は、定款による以外は、この細則による。

(評議員選任委員の選定)

第2条 評議員選任委員会を構成する3名の評議員の選定は、評議員会の決議による。

(次期評議員の選任)

第3条 評議員選任委員会は、以下の各号による候補者から、任期満了による次期評議員の選任を行う。

- (1) 定款第5条の財産の拠出者である団体が推薦する各1名の候補者
- (2) 機構評議員会が推薦する候補者

(評議員の補欠の選任)

第4条 評議員が欠けた場合および任期満了前に退任願いが出された場合の補欠の選任は、評議員会が行う。

- 2 評議員会は、当該評議員が推薦された第3条の各号により候補者の推薦を受ける。
- 3 退任願いを提出した評議員は、補欠が選任されるまでその職に留まり、補欠の選任と同時に退任する。

(評議員の候補者推薦の方法)

第5条 第3条ならびに第4条の候補者の推薦は、(評)様式-1の「医学物理士認定機構評議員推薦書」により受け付ける。ただし、第3条2号の候補者の推薦は、候補者を決議した評議員会の議事録により代えることができる。

(改 廃)

第6条 この細則の改廃は評議員会の決議による。

(附 則)

第7条 この細則は評議員会の決議の日より施行する。